

(共通事項)

畜産生産能力・体制強化推進事業実施要領

平成23年4月1日付け22生畜第2467号
農林水産省生産局長通知

改正 平成24年4月6日付け23生畜第2805号
改正 平成25年5月16日付け25生畜第62号
改正 平成26年4月1日付け25生畜第2203号
改正 平成27年4月9日付け26生畜第2017号
改正 平成28年4月1日付け27生畜第1690号
改正 平成29年4月1日付け28生畜第1512号
改正 平成30年3月28日付け29生畜第1304号

第1 趣旨

畜産生産能力・体制強化推進事業の実施については、畜産生産能力・体制強化推進事業実施要綱（23年4月1日付け22生畜第2465号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業細目等

実施要綱第2の農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める各事業の細目等は、次のとおりとする。

1 家畜能力等向上強化推進

(1) 乳用牛

遺伝子解析情報を活用した改良手法を活用した、長命連産に優れた乳用牛の作出の取組及び特色ある優良遺伝資源の活用のための取組に対して支援する。

なお、事業の細目については、別紙1に定めるとおりとする。

(2) 肉用牛

遺伝子解析情報を活用した新たな評価手法による近交係数の上昇抑制に配慮した生産体制の確立、多様なニーズに応じた種雄牛の活用促進、産肉能力以外の形質を含めたデータ収集・活用等の取組に対して支援する。

なお、事業の細目については、別紙2に定めるとおりとする。

(3) 豚

肉質面や繁殖能力に関する新たに実用化された遺伝子解析情報を活用した改良の取組及び遺伝的能力評価等のための全国的な取組に対して支援する。

なお、事業の細目については、別紙3に定めるとおりとする。

2 繁殖肥育一貫経営等育成支援

肉用牛繁殖基盤の強化を進めるため、繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産を推進する取組に対して支援する。

なお、事業の細目については、別紙4に定めるとおりとする。

第3 事業実施主体

実施要綱別表の事業実施主体欄の生産局長が別に定める要件は、次のとおりとする。

- 1 「民間団体等」は、次の（１）から（４）までのいずれかに該当する者のうち、全国を区域とする者とする。
 - （１）事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
 - （２）一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
 - （３）その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）
 - （４）（１）から（３）までのいずれかに該当する者が連携して組織する集団
- 2 「生産者集団等」は、次の（１）から（９）までに該当する者とする。
 - （１）農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）
 - （２）農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）
 - （３）株式会社又は持分会社であって、農業を主たる事業として営むもの。ただし、以下の①又は②に該当するものは除く。
 - ① 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。
 - ② その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が①に掲げるもの（（2）又は（7）に該当するものを除く。）の所有に属しているもの。
 - （４）特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項の特定農業団体をいう。）
 - （５）事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
 - （６）公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
 - （７）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
 - （８）その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）
 - （９）3戸以上の農業者から構成される集団又は3戸以上の農業者及び農協等で構成される集団とし、次の事項について規約を定めていること。
 - ① 生産者集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項
 - ② 生産者集団の組織及び運営に関する事項

- ③ 集団活動に関する事項
- ④ 会計、補助金の管理及び使途に関する事項

第4 事業実施の手続

1 実施要綱第3の2の事業実施計画は別記様式1号により作成し、事業の種類ごとに下表に掲げる様式（事業実施計画書）を添付の上、各提出先（生産局長又は地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。））の承認を受けるものとする。ただし、生産局長又は地方農政局長は、生産局長が別に定める公募要領により選出された者が、当該公募要領により策定した事業実施計画については、実施要綱第3の2の承認を受けたものとみなすことができる。

事業の種類	様式	提出先
1 家畜能力等向上強化推進		
（1）乳用牛		
① 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進	別記様式1-1-①	生産局長
② 多様な育種素材の評価活用対策	別記様式1-1-②	生産局長
（2）肉用牛		
① 地域固有系統の再構築等支援対策	別記様式1-2-①	生産局長
② 多様な種雄牛の活用促進対策		
ア 希少系統種雄牛産子肥育奨励金	別記様式1-2-②	地方農政局長
イ 和牛凍結精液の流通・保管状況調査	別記様式1-2-③	生産局長
③ 多様な改良情報の収集・分析等対策		
ア 産肉情報基盤の強化・活用	別記様式1-2-④	生産局長
イ 新たな改良形質の検討・評価	別記様式1-2-⑤	生産局長
（3）豚		
① 遺伝子検査等の推進	別記様式1-3-①	生産局長
② 遺伝的能力評価の基礎となる血縁構築の推進	別記様式1-3-②	生産局長（全国組織）又は地方農政局長（地方組織）
③ ベンチマークの活用推進	別記様式1-3-③	生産局長
2 繁殖肥育一貫経営等育成支援		
（1）繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策	別記様式1-4-①	生産局長

(2) 地域内一貫生産への円滑な移行対策	別記様式1-4-②	生産局長
(3) 人材の育成・飼料の確保対策		
① 人材の育成支援	別記様式1-4-②	生産局長
② 飼料の確保支援	別記様式1-4-②	生産局長
③ 公共牧場等マッチング支援	別記様式1-4-③	生産局長

2 本事業については、事業実施計画書が承認された月から行われる取組について補助の対象とする。

3 実施要綱第3の3の生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更は、次の各号に掲げる変更とし、1に定める事業実施計画変更承認申請書（別記様式1号）により、1の規定に準じて生産局長又は地方農政局長の承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30パーセントを超える増減又は補助金の増若しくは30%を超える減

(3) 事業実施主体の組織の改変等に伴う名称等の変更

第5 助成

実施要綱第4の生産局長が別に定める助成の対象となる経費は、事業実施にかかる経費のうち、別表に該当するものとする。

第6 事業実施状況の報告

実施要綱第5の生産局長が別に定める事業実施状況の報告は、事業の種類ごとに別記様式2号により作成し、事業年度終了月の翌月末日までに、第4の事業実施計画の提出先に提出するものとする。

第7 事業の評価等

1 実施要綱第6の1の生産局長が別に定める事業実施計画における目標年度及び成果目標は、事業ごとに、別記様式1号の事業計画において、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定するものとする。

2 実施要綱第6の2の生産局長が別に定める事業の評価は、第6の事業実施状況の報告（別記様式2号）により報告するものとする。

3 また、別紙1から別紙4に定める事業成果報告書の作成等が必要な事業の内容に取り組む場合は、別途、別記様式3号により事業成果報告書を作成し、提出期日までに、第4の事業実施計画の提出先に報告するものとする。

第8 不正行為に対する措置

生産局長及び地方農政局長は、事業実施主体が本事業の実施に関連して不正を行い、又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正またはその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。

第9 その他

- 1 生産局長及び地方農政局長は、この要領に定めるもののほか、本事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査を行い、又は報告を求めることができるものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応じて農林水産省生産局畜産部畜産企画課長、畜産振興課長及び飼料課長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年5月16日から施行する。
平成24年度までに実施された事業においては、なお従前の例とする。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月9日から施行する。
平成26年度までに実施された事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の家畜改良推進事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の家畜改良推進事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例によるものとする。

別表（第5関係）

補助対象経費について

1 備品費

費目	内容	備考
備品費	本事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上。該当する設備備品が1社又は2社しか扱っていない場合を除く。）やカタログ等を添付すること。

2 事業費

費目	内容	備考
会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費	切手は物品受払簿で管理すること。
借上費	本事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借上げ経費	
印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献にかかる経費	新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
原材料費	本事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要材料の経費	原材料は物品受払簿で管理すること。
消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等 	消耗品は物品受払簿で管理すること。

光熱水費	本事業を実施するために必要な電気、ガス、水道料金として支払われる経費（基本料金を除く）	
サンプル取得・郵送・検査費	本事業を実施するために直接必要なサンプルの取得・郵送・検査に必要な経費	
データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	
家畜等購入費	種畜及び精液の購入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。
凍結精液使用・管理器具購入費	凍結精液の使用・管理に必要な器具の購入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。
受精卵導入費	受精卵及び性判別受精卵の導入にかかる経費	物品受払簿で管理すること。
受精卵生産・移植費	受精卵の採卵経費等の生産に必要な経費及び生産した受精卵を移植する際にかかる経費	

3 旅費

費目	内容	備考
委員旅費	本事業を実施するために直接必要な会議への出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
専門員旅費	本事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、研修等の実施に必要な経費	
講師旅費	本事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	

4 賃金

費目	内容	備考
賃金	本事業を実施するための業務（資料整理、補助的事務、事業資料の収集等）を目的として本事業を実施する者が雇用した者に対して支払う労賃及び社会保険料の事業主負担分等に要する経費	賃金については、事業実施主体の賃金支給規則や国の規程等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。また、補助事業

		従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
--	--	------------------------

5 謝金

費目	内容	備考
謝金	本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
原稿料	マニュアル等の作成に必要な原稿執筆に対する謝礼に必要な経費	

6 委託費

費目	内容	備考
委託費	本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（事業実施主体が協議会の場合、構成員を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 補助金の額の50%未満とすること。 ・ 事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・ 協議会内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。

7 役務費

費目	内容	備考
試験・分析費	本事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、検査、試験等を行う経費	

8 雑役務費

費目	内容	備考
手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	

印紙代	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
奨励金	枝肉成績の提供に協力する肥育生産者に対し交付する奨励金	

9 事業推進費

費目	内容	備考
事業推進事務費	本事業を実施するために直接必要な取組に対する事務にかかる人件費	

注1 賃金については、「補助金事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。

注2 上記の経費であっても、以下の場合にあつては認めないものとする。

- (1) 支払いが翌年度となる場合（賃金など前月分の実績を基に、支払いが翌月に発生する経費を除く。）
- (2) 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別紙1（実施要領第2関係）

乳用牛の事業細目

実施要領第2の1の（1）の乳用牛の事業細目については、次のとおりとする。

第1 事業の内容等

事業実施主体が行う、次の取組に対する助成を行うものとする。

1 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進

（1）乳用牛改良に必要な遺伝子解析

① 乳用牛を選抜するための遺伝子解析検査の実施

② ①に基づいた乳用牛の生産

（2）乳用牛改良のために必要なデータの収集

① 乳用牛改良に必要な繁殖性・飼料給与量等の生産性データの収集

② 乳用牛改良に必要な体型調査の実施

（3）能力評価の実施

乳用牛改良の円滑な推進を図るため、独立行政法人家畜改良センター（以下、「改良センター」という。）の技術指導の下、乳用牛の血統情報や泌乳等の各種データの集計・分析及び改良センターへのデータ提供等を行うものとする。

2 多様な育種素材の評価活用対策（特色ある優良遺伝子資源の活用のための取組）

事業実施主体は、ホルスタイン種以外（ジャージー種等）の乳用牛の受精卵導入のため、取組主体が取り組む次の事業に助成する。

① 地域における特色ある優良遺伝資源活用計画の策定及びその策定のための推進会議の開催

② ①の計画に基づき導入する受精卵及び性判別受精卵の導入

第2 事業の要件

各事業の要件は、以下のとおりとする。

1 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進

（1）第1の1の（1）の遺伝子解析検査の対象となる乳用牛は、後代検定の候補種雄牛、候補種雄牛の父牛、候補種雄牛の母牛及び候補種雄牛の娘牛を対象とする。

（2）第1の1の（2）の①及び②については、調査する範囲は全国とし、後代検定の候補種雄牛を父牛とする雌牛及びその同時期に生まれた雌牛を対象とする。

（3）第1の1の（2）の②の体型調査の対象は、国内の家畜血統登録機関において登録された雌牛とする。

（4）第1の1の（3）において、改良センターへ提供するデータは、候補種雄牛の遺伝的能力評価に必要な情報を含むものを対象とする。

2 多様な育種素材の評価活用対策

（1）本事業の取組主体は、実施要領第3の2に定める生産者集団等とする。

（2）対象となる受精卵及び性判別受精卵は、ホルスタイン種以外の乳用種であって、次に掲げる①から③を全て満たすものとする。

- ① 生産者集団等の策定する特色ある優良遺伝資源活用計画に沿って導入されたものであること。
- ② 国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録されている種雄牛を交配して生産されたものであること。
- ③ 国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録され、又は登録されることが確実であると認められる乳用雌牛から採卵されたものであること。

第3 事業の評価等

実施要領第7の3に定める事業成果報告書の作成等が必要な事業の内容及び提出期限等は、以下のとおりとする。

事業の内容	提出期日	様式
多様な育種素材の評価活用対策	事業終了年度の翌年度の4月末まで	別紙様式3-1

別紙2（実施要領第2関係）

肉用牛の事業細目

実施要領第2の1の（2）の肉用牛の事業細目については、次のとおりとする。

第1 事業の内容等

事業実施主体が行う、次の取組に対する助成を行うものとする。

1 地域固有系統の再構築等支援対策

（1）近交係数の上昇抑制改良手法の検討

- ① 近交係数の上昇抑制改良手法の確立及び活用手法の検討をするため、専門的知見を有する学識者等で構成する検討委員会を開催する取組。
- ② ①の改良手法を確立するために必要なサンプルの収集、処理、分析等を行う取組。

（2）地域固有系統の再構築

牛群の系統等を造成・再構築しようとする農業者集団が行う、検討会・研修会の開催、新たな系統分類手法を活用した遺伝資源等の実態調査、交配計画の作成・指導等の取組。

2 多様な種雄牛の活用促進対策

（1）希少系統種雄牛産子肥育奨励金

多様な牛肉生産に対するニーズに即した多様な形質等を持つ種雄牛の利用を促進するため、次の①又は②のいずれかの種雄牛産子の枝肉成績の提供に協力する肥育生産者に対し、奨励金を交付する取組。

- ① 「家畜改良増殖の取組に係る検定実施方法及び基準について」（平成18年6月23日付け18生畜第889号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）別紙2の第2の7の（2）の④により選定された広域後代検定に係る共同利用種雄牛又は改良推奨牛（事業実施年度から起算して過去3年間に選抜されたものに限る。）
- ② 脂肪の質や系統造成など、枝肉形質（枝肉重量、胸最長筋面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値、脂肪交雑）以外の形質の改良等を目的に選抜された種雄牛。

（2）和牛凍結精液の流通・保管状況調査

多様な種雄牛の活用を促進するため、家畜人工授精所における和牛凍結精液の生産、保管、流通及び管理の体制を調査・分析する取組。

3 多様な改良情報の収集・分析等対策

（1）産肉情報基盤の強化・活用

肉用牛の改良基盤の強化に必要な遺伝的能力評価を行うため、独立行政法人家畜改良センター（以下「改良センター」という。）の技術指導の下に行う、次の①から③までの取組。

① 遺伝的能力評価情報の活用及び指導

肉用牛の遺伝的能力評価情報を活用した牛群の改良を推進するため、全国的な推進会議を開催するとともに、地域における指導活動を行う取組。

② 産肉情報基盤の強化・活用

肉用牛産肉情報の効率的な収集、蓄積、分析を行い、その結果をデータ提供した生産者等へ提供するとともに、遺伝的能力評価に必要な情報を改良センターに提供する取組。

③ 血統・登録情報基盤の強化・活用

血統・登録情報の効率的な収集、蓄積、分析を行い、遺伝的能力評価に必要な情報を改良センターに提供する取組。

(2) 新たな改良形質の検討・評価

① 「食味等」や「繁殖性」等、枝肉形質以外の形質等を含めた新たな評価手法を確立するため、専門的知見を有する学識者等で構成する検討委員会を開催する取組。

② ①の評価手法を確立するために必要なサンプルの収集、処理、分析等を行う取組。

第2 事業の要件及び留意事項

各事業の要件及び留意事項は、以下のとおりとする。

1 対象となる品種等

本事業の対象となる畜種は、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種とする。

2 地域固有系統の再構築等支援対策

(1) 第1の1の(1)の事業(近交係数の上昇抑制改良手法の検討)の要件は次に掲げるとおりとする。

① 事業の実施及び評価にあたっては、外部有識者に助言を求めること。

② 事業で収集、蓄積、分析した情報及びSNP分析のために抽出したDNAその他の収集した試料の取扱い(例:目的外の利用の禁止等)等、必要な規程を定め、適切に取り扱うこと。

(2) 第1の1の(2)の事業(地域固有系統の再構築)の要件及び留意事項は次に掲げるとおりとする。

① 事業の対象となる農業者集団が、次の要件を満たすこと。

ア 生産者(3戸以上)が構成員となっていること。

イ 地域の特色ある牛づくりや地域ブランド造りなど、和牛の育種改良に取り組む集団であること。

② 本事業の補助対象経費には、家畜購入費、受精卵導入費及び受精卵生産・移植費は含まないものとする。

3 多様な種雄牛の活用促進対策

(1) 第1の2の(1)の事業(希少系統種雄牛産子肥育奨励金)の要件は次に掲げるとおりとする。

① 奨励金交付対象牛を、次のいずれにも該当する牛に限ること。

ア 公益社団法人全国和牛登録協会が発行する子牛登記を有するものであること。

イ 導入月齢が生後12ヶ月齢未満であること。

② 奨励金交付対象牛の所有者(肥育農家)は、「肉用牛の枝肉情報の収集・利用に関する基本方針」(平成17年3月30日付け16生畜第4391号農林水産省生産局畜

産部畜産振興課長通知) に定める協力肥育農家に限ること。

(2) 第1の2の(2)の事業(和牛凍結精液の流通・保管状況調査)の要件は次に掲げるとおりとする。

- ① 事業で収集、蓄積、分析した情報の取扱い(例:目的外の利用の禁止等)等、必要な規程を定め、適切に取り扱うこと。
- ② 調査結果は、遺伝的多様性に配慮した牛群を造成しようとする者が活用できるように、概要や分析結果等を取りまとめ、公表すること。ただし、①には十分留意すること。

4 多様な改良情報の収集・分析等対策

(1) 第1の3の(1)の事業(産肉情報基盤の強化・活用)の要件は次に掲げるとおりとする。

- ① 事業実施主体は、本事業の成果を本事業に参加していない者に対して広く普及するための活動を行うこと。
- ② 遺伝的能力評価情報の対象とする肉用牛は、家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第32条の2第1項の農林水産大臣の承認を受けた者(以下「登録団体」という。)が行う登録又は登記の対象となる肉専用種であること。
- ③ 第1の3の(1)の①の地域における指導活動の対象は、和牛改良組合等が組織されるなど、集団的かつ継続的に改良に取り組むことが確実な地域であること。また、地域における指導活動の指導者は、事業実施期間中、遺伝的能力評価情報を活用した指導を継続して行うことができる者であること。
- ④ 事業で収集、蓄積、分析した情報及びSNP分析のために抽出したDNAその他の収集した試料の取扱い(例:目的外の利用の禁止等)等、必要な規程を定め、適切に取り扱うこと。

第3 事業の評価等

実施要領第7の3に定める事業成果報告書の作成等が必要な事業の内容及び提出期限等は、以下のとおりとする。

事業の内容	提出期日	様式
多様な種雄牛の活用促進対策のうち、希少系統種雄牛産子肥育奨励金	肥育終了年度の翌年度の4月末まで	別紙様式3-2

注 本事業により導入した肥育牛の全てが出荷(枝肉評価)されるまでの間、経過を毎年度報告すること。

別紙3（実施要領第2関係）

豚の事業細目

実施要領第2の1の（3）の豚の事業細目については、次のとおりとする。

第1 事業の内容等

事業実施主体が行う、次の取組に対する助成を行うものとする。

1 遺伝子検査等の推進

種豚改良の精度向上及び加速化を図るため、新たに実用化されたSNP情報等を活用した改良のために必要なサンプルの収集、検査、分析等を行う取組。

2 遺伝的能力評価の基礎となる血縁構築の推進

遺伝的能力評価の精度向上・定着化のため、生産者団体等が自ら作成する豚改良推進計画に基づき、遺伝的能力評価の基礎となる以下のいずれかの血縁関係を構築するために必要となる種豚及び精液等を導入する取組。

（1）地域を区域に推進する取組

（2）全国を区域に推進する取組

3 ベンチマークの活用推進

（1）生産者団体等が改良データの簡便な管理等に向けて、情報集約型のベンチマークに関する検討会を開催する取組。

（2）種豚の飼養者が情報集約型のベンチマークシステムを導入する取組。

第2 事業の要件及び留意事項

各事業の要件及び留意事項は、以下のとおりとする。

1 第1の1の事業で検査費等の補助対象となる豚は、純粋種豚の繁殖能力、産肉能力又は肉質の改良に資するものに限ることとする。

2 第1の2の事業の要件及び留意事項は次に掲げるとおりとする。

（1）導入対象となる種豚

第1の2の事業で血縁関係の構築を図るために導入する種豚は、一般社団法人日本養豚協会（昭和24年1月20日に社団法人日本種豚登録協会という名称で設立された法人をいう。以下「養豚協会」という。）が次の①又は②のいずれかの要件に該当することを証明し、品種ごとに4代祖以内に共通の祖先を持つものであって、国内で生産され、生後3カ月齢以上15カ月齢以内のものに限ることとする。

① 種豚登録豚であって、産肉能力検定終了豚、産子検定終了豚又は遺伝的能力評価実用化のための能力調査実施豚であるもの。

② 子豚登記豚であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの。

ア 両親のいずれか1頭以上が産肉能力検定終了豚又は産子検定終了豚であるもの。

イ 当該対象豚又は両親のいずれか1頭以上が遺伝的能力評価実用化のための能力調査実施豚であるもの。

（2）導入した種豚の取扱い

- ① 事業実施主体又は事業実施主体から種豚を借り受けた生産者集団等（以下「事業実施主体等」という。）は、補助を受けて導入した種豚を、導入後3年間は純粋種豚生産のために飼養するものとし、その管理及び飼養について、以下の事項に関する規程を設けるものとする。
 - ア 導入種豚の所有及び飼養場所に関する事項
 - イ 導入種豚の飼養基準に関する事項
 - ウ 導入種豚の管理及び飼養費に関する事項
 - エ その他導入種豚の管理、飼養、構成員への貸付等必要な事項
 - ② 事業実施主体は、種豚を導入後、やむを得ない事由によりその中途において飼養できなくなった場合は、速やかに生産局長に報告するものとする。この場合にあっては、事業実施主体は、農林水産大臣の返還命令を受けて、当該種豚の処分により得た価格又は残存簿価額のいずれか高い金額に補助率を乗じて得た額（ただし、補助金額を上限とする。）について、農林水産省に返還しなければならない。ただし、災害、盗難、疾病等、導入種豚を管理及び飼養する者の責に帰さない事由であって、公的機関、獣医師等の証明がある場合は、この限りではない。
- (3) 導入対象となる液状精液及び凍結精液
- 第1の2の事業で血縁関係の構築を図るために導入する液状精液及び凍結精液（以下、「精液等」という。）は、品種ごとに4代祖以内に共通な祖先を持つ種雄豚から採取されたのものであって家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第3項に基づく等級（以下「等級」という。）が、特級、1級又は2級の種雄豚から採取された精液等に限ることとする。
- (4) 導入した精液等の取扱い
- ① 補助を受けて導入した精液等は、事業実施年度内に純粋種豚生産のための人工授精に使用するものとする。
 - ② 導入した精液等から産出された産子のうち1頭以上について、子豚登記を行うこととする。
 - ③ 導入した精液等から得られた産子を子豚登記することができなかった場合は、実績報告書及び事業成果報告書に証明する書類を添付の上、報告することとする。
- (5) 補助対象となる凍結精液の活用に必要な器具
- 第1の2の事業で導入する器具（以下「器具」という。）は、以下の要件を満たすものに限ることとする。
- ① 凍結精液導入農場でのみ使用するものであること。
 - ② 血縁関係の構築に必要な凍結精液を使用又は保管するために必要なものであること。
- (6) 器具の貸付
- ① 事業実施主体は、構成員に対して、本事業で導入した器具を貸し付け、又は一定期間（原則として法定耐用年数）経過後に構成員に無償譲渡することを予定して貸し付けるものとする。
 - ② 事業実施主体は、本事業で導入した器具を構成員に貸し付ける場合は、貸借期間、目的外使用の禁止、当該器具及び凍結精液を使用して得られた遺伝的能力評

価等に資するデータの事業実施主体への提供義務等の事項を内容とする賃貸借契約又は使用貸借契約を、書面をもって締結することとする。

- ③ 器具の貸借に伴って構成員が事業実施主体への賃料支払義務を負うこととする場合は、賃貸借契約書中に賃料の額並びに支払の期限及び方法を明記することとし、賃料額は、1年当たり、原則として「(事業実施主体負担額(事業費-補助金) / 当該器具の耐用年数) + 年間管理費」により算出される額を超えないように定めることとする。

(7) 血縁構築のための遺伝的能力評価データの提供

事業実施主体は、血縁関係を構築するため、補助を受けて導入した種豚、当該種豚から生産される産子及び補助を受けて導入した精液等から得られた産子の遺伝的能力評価に必要なデータを養豚協会に報告するものとする。

3 第1の3の事業の要件及び留意事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業によりベンチマークを実施する養豚生産者は、獣医師等の指導を受けることとする。
- (2) 事業実施主体は、事業の実施及び評価に当たっては、専門的な知見を有する学識者又はすでに導入している養豚生産者等に助言を求めることとする。
- (3) 事業実施主体は、検討の過程で収集及び分析したデータ等について、必要な規程を定め、適切に取り扱うこととする。
- (4) 第1の3の(1)の取組は、純粋種豚の改良に資するものに限ることとする。
- (5) 第1の3の(2)の貸付

- ① 事業実施主体は、構成員に対して、本事業で導入したシステムを貸し付け、又は、一定期間(原則として事業実施期間以上の期間)経過後に構成員に無償譲渡することを予定して貸し付けるものとする。
- ② 事業実施主体は、本事業で導入したシステムを構成員に貸し付ける場合は、貸借期間、目的外使用の禁止、当該システムを使用して得られた繁殖成績等の事業実施主体への提供義務等の事項を内容とする賃貸借契約又は使用貸借契約を、書面をもって締結することとする。
- ③ 器具の貸借に伴って構成員が事業実施主体への賃料支払義務を負うこととする場合は、賃貸借契約書中に賃料の額並びに支払の期限及び方法を明記することとし、賃料額は、1年当たり、原則として「(事業実施主体負担額(事業費-補助金) / 当該システムの貸付期間) + 年間管理費」により算出される額を超えないように定めることとする。
- ④ 事業実施主体からシステムの貸し付けを受けることのできる構成員は、自農場の繁殖成績等を農林水産省に提出し、活用されることを事前に承認している養豚生産者に限ることとする。

第4 事業の評価等

実施要領第7の3に定める事業成果報告書の作成等が必要な事業の内容及び提出期限等は、以下のとおりとする。

--	--	--

事業の内容	提出期日	様式
<p>遺伝子検査等の推進及びベンチマークの活用推進（別記様式1で定める成果目標設定年度が第6で定める事業実施状況の報告日以降である場合に限る）</p>	<p>成果目標設定年度の翌年度の4月末日まで</p>	<p>別紙様式3-3</p>
<p>遺伝的能力評価等の基礎となる血縁構築の推進のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 純粋種豚 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業終了年度の翌々年度までの間、毎年度の実績を翌年度の4月末日まで (2) 成果目標設定年度が事業終了年度の翌々年度以降の場合は、(1)に加えて成果目標年度の実績値及び成果目標の達成状況等について成果目標設定年度の翌年度の4月末日まで 	<p>別紙様式3-3</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 純粋種豚の液状精液及び凍結精液 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業終了年度の翌々年度の4月末日まで (2) 成果目標設定年度が事業終了年度の翌々年度以降の場合は、(1)に加えて成果目標年度の実績値及び成果目標の達成状況等について成果目標設定年度の翌年度の4月末日まで 	<p>別紙様式3-3</p>

別紙4（実施要領第2関係）

繁殖肥育一貫経営等育成支援の事業細目

実施要領第2の2の繁殖肥育一貫経営等育成支援の事業細目については、次のとおりとする。

第1 事業の内容等

事業実施主体は、取組主体が行う次の取組に対する助成を行うものとする。ただし、事業実施主体が自ら取組を行うこともできるものとする。

1 繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策

繁殖肥育一貫経営において、繁殖牛の増頭計画に基づき、受精卵移植による繁殖雌牛の増頭をするために行われる、次に掲げる取組。

(1) 交雑種雌牛（受卵牛）の導入

受卵牛として交雑種雌牛を導入する取組に対する奨励金の交付。

(2) 和牛受精卵の移植

交雑種等に受精卵を移植する取組に対する補助金の交付。

2 地域内一貫生産への円滑な移行対策

(1) 地域内一貫生産体制の構築

地域内において、一貫生産体制の構築を図るために行われる、次に掲げる取組。

① 検討会の開催

地域内の一貫生産体制の構築に向けた計画づくりのための検討会の開催

② 先進地調査

地域内一貫生産に取り組む先進地の調査

③ 地域内一貫生産化に向けた情報の収集

地域内一貫生産体制の構築に必要な情報の収集

④ 専門家による技術や経営管理等に関する現地指導

専門家による繁殖技術の導入や部門別の経営管理等に関する指導・助言

3 人材の育成・飼料の確保対策

(1) 人材の育成支援

地域において、地域内一貫生産化を推進する指導的立場にある者、新たに一貫経営に取り組む生産者等の技術力や経営管理能力を向上させるために行われる、次に掲げる取組。

① 検討会の開催

地域内一貫生産化や経営体内一貫化の取組の推進に必要な人材を育成する取組に関する検討会の開催

② 技術者養成研修の実施

地域において地域内一貫生産化を推進する指導的立場にある者等を対象とした技術者養成研修の実施

③ 先進地OJT研修の実施

地域において地域内一貫生産化を推進する指導的立場にある者等を対象とした

先進地OJT研修の実施

(2) 飼料の確保支援

地域内一貫生産体制の構築に必要な国産飼料を確保する体制を検討する取組。

(3) 公共牧場等のマッチング支援

公共牧場等を利活用した、肉用牛繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産への円滑な移行を図るための次に掲げる取組。

① 全国（ブロック）説明会の開催

公共牧場等の利活用に向けたマッチング（公共牧場等を利活用することを希望する畜産農家等と、畜産農家等からの家畜の受入を希望する公共牧場等の双方に対し、相互に関する情報を提供することをいう。以下同じ。）の実施に係る説明会の開催。

② 公共牧場等の意向調査

マッチングに係る公共牧場等の意向及び所在地、受入畜種等の基本情報並びに利用条件その他必要な事項について行う以下の調査。

ア 公共牧場等マッチング意向調査

イ 公共牧場等マッチング現地調査

③ マッチングの実施

②の調査結果をリスト化して行うマッチング。

第2 事業の要件

各事業の要件は、以下のとおりとする。

1 繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策

(1) 第1の1の事業（繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策）の要件は次に掲げるとおりとする。

① 取組主体の適格性

各取組を実施する適格者は、繁殖部門を開始又は拡大しようとする肉用牛経営のうち、次のア又はイのいずれかに該当する者とする。

ア 農業者の組織する団体であって、次の（ア）及び（イ）の要件のいずれにも該当するもの。

（ア）代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であること。

（イ）受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。）が5名以上であること。

イ 農業を主たる事業として営む民間事業者。ただし、以下の（ア）又は（イ）に該当する者を除く。

（ア）資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。

（イ）その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株

式についての議決権を含む。)の2分の1以上が(ア)に掲げるもの(農事組合法人以外の農地所有適格法人又は公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)に該当するものを除く。)の所有に属しているもの。

② 取組実施の要件

①に定める適格者は、次のすべてに該当する場合に限り、各取組を実施することができるものとする。

ア 肥育経営(地域一貫生産に資するために連携する肥育経営と繁殖経営が組織する団体を含む)であること。

イ 3年間以上を期間とする「繁殖雌牛の増頭計画」を策定していること。

ウ 生産した子牛を自らの経営内で保留又は肥育することを計画していること。

エ 「肉用牛の枝肉情報の収集・利用に関する基本方針」(平成17年3月30日付け16生畜第4391号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知)に定める協力肥育農家であること。

(2) 第1の1の(1)の事業(交雑種雌牛(受卵牛)の導入)の要件は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。

① 導入する受卵牛は、肉専用種と乳用種との交雑種の雌牛であること。

② 受卵牛の導入月齢は、12ヶ月齢未満であること。

③ 導入する受卵牛は、繁殖に適さない牛(著しい発育不良、フリーマーチンによる生殖器異常等)ではないこと。

④ 導入した受卵牛は、可能な限り繁殖用として供用すること。

⑤ 導入した受卵牛への受精卵移植により得られた産子の取扱は、(3)に準ずること。

(3) 第1の1の(2)の事業(和牛受精卵の移植)の要件は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。

① 受精卵の品種は、和牛(黒毛和種、褐毛和種、日本短角種及び無角和種をいう。以下同じ。)のいずれかであること。

② 受精卵は、家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第32条の2第1項の農林水産大臣の承認を受けた者(以下「登録団体」という。)が同条に基づいて登記及び登録(以下「登記等」という。)を行うことができるものであること。

③ 受精卵を移植する受卵牛は交雑種であること。ただし、取組主体が乳肉複合経営である場合は、「酪農部門における乳用後継牛の確保」と「和牛の増頭」を併せた計画を策定しているときに限り、乳用種(ホルスタイン種等)に対する黒毛和種受精卵の移植も行うことができる。

④ 受精卵移植は、登録団体が登記等を行うことができる手法により行うこと。

⑤ 当該受精卵の移植により得られた産子が雌であった場合は、登録団体により登記等を受けた上で、繁殖牛として自家保留すること。ただし、発育不良や損徴(異毛色、白斑、奇形等)等により繁殖牛として適しないと判断された場合及び増頭計画を超えた生産があった場合等は、肥育等に仕向けることもできることとする。

⑥ 当該受精卵の移植により得られた産子が雄であった場合は、登録団体が行う登

記等を受けた上で、原則として経営内において肥育すること。

2 地域内一貫生産への円滑な移行対策

(1) 第1の2の(1)の事業(地域内一貫生産体制の構築)の要件は次に掲げるとおりとする。

① 取組を実施する取組主体の適格者は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有する者とする。

② ①の適格者は、事業実施年度において、地域内一貫生産の構築に必要な計画を策定することが確実であると見込まれる場合に限り、取組を実施することができるものとする。

3 人材の育成・飼料の確保対策

(1) 人材の育成支援

第1の3の(1)の事業(人材の育成支援)の要件は、取組主体が、全国を区域とする団体であって、地域内一貫生産に関する知見を有する者であることとする。

(2) 飼料の確保支援

第1の3の(2)の事業(飼料の確保支援)の要件は、第1の2の(1)の事業(地域内一貫生産体制の構築)と一体的に実施することとする。

(3) 公共牧場等のマッチング

第1の3の(3)の事業(公共牧場等のマッチング支援)の要件は、取組主体が、全国的な観点から、公共牧場等の意向調査等を実施することができる民間団体であって、公共牧場の管理・運営に関する必要な知識、専門技術について豊富な知見等を有していることとする。

第3 事業の評価等

実施要領第7の3に定める事業成果報告書の作成等が必要な事業の内容及び提出期限等は、以下のとおりとする。

事業の内容	提出期日	様式
繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策	事業実施年度の翌年度末まで	別紙様式3-4

第4 その他

1 繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策

(1) 取組主体は、第1の1の(1)の事業(繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策)により導入した受卵牛を廃用する際は、事前に、廃用の理由等を事業実施主体に届け出なければならない。

(2) 事業実施主体は、(1)の届け出の内容を確認し、廃用の可否について適性に判断しなければならない。

2 地域内一貫生産への円滑な移行対策及び人材の育成・飼料の確保対策のうち飼料の

確保支援

事業実施主体は、第1の2の(1)の事業(地域内一貫生産体制の構築)及び第1の3の(2)の事業(飼料の確保支援)の実施に当たっては、あらかじめ事業の内容、手続き、消費税及び地方消費税の取扱い、様式等を定めた事業実施要領を作成し、生産局長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。ただし、事業実施主体が自ら取組を行う場合はこの限りではない。